明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条　約〕
○核物質の防護に関する条約の改正（七）　二

〔規　則〕
○古物営業法施行規則の一部を改正する規則（国家公安委一一）　一〇

〔告　示〕
○核物質の防護に関する条約の改正の効力発生に関する件（外務一四七）　一二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件（財務一三九）　一五
○防火設備の定期検査報告における検査及び定期点検における点検の項目、事項、方法及び結果の判定基準並びに検査結果表を定める件（国土交通七二三）　一六

〔叙位・叙勲〕　二〇

〔褒　賞〕　二〇

〔官庁報告〕
国家試験
平成二十八年度土地家屋調査士試験に関する公告（法務省）　二三
平成二十八年度医師国家試験予備試験の施行（厚生労働省）　二三
平成二十八年度歯科医師国家試験予備試験の施行（同）　二三

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二三
特殊法人等
独立行政法人都市再生機構、公文書等の管理に関する独立行政法人住宅金融支援機構、プログラムの著作物に係る登録、弁理士登録、日本弁護士連合会懲戒の処分関係　二三
地方公共団体
行旅死亡人関係　二四
会社その他
会社決算公告　二四

本号で公布された法令のあらまし

◇核物質の防護に関する条約の改正（条約第七号）

（外務省）

この改正は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止すること等を目的として核物質の防護に関する条約（以下「現行条約」という。）を改正するものであり、その概要は、次のとおりである。

1　現行条約の題名を核物質及び原子力施設の防護に関する条約（以下「条約」という。）に改める。（題名関係）

2　「原子力施設」及び「妨害行為」の定義を追加する。（第一条関係）

3　条約の目的は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設の効果的な防護を世界的規模で達成すること、当該核物質及び原子力施設に関連する犯罪を世界的規模で防止することにあることを規定する。（第一条のA関係）

4　条約は、平和的目的のために使用される核物質及び原子力施設について適用する旨の規定に加え、条約は、軍事的目的のために使用され、又は保有される核物質及び当該核物質を保有する原子力施設については適用しない旨の規定等を追加する。（第二条関係）

5　締約国に対し、核物質を不法な取得から防護すること、核物質及び原子力施設を妨害行為から防護すること等を目的として、自国の管轄下にある核物質及び原子力施設について適用される適当な防護の制度を確立すること等を義務付ける。当該義務を履行するに当たり、締約国が合理的かつ実行可能である限りにおいて適用すべき核物質及び原子力施設の防護に関する基本原則を定める。（第二条のA関係）

6　核物質の防護及び回収のための協力に加え、核物質に係る妨害行為若しくは原子力施設に対する妨害行為の現実的な脅威が存在する場合又は当該妨害行為が行われた場合における協力に関する規定等を追加する。（第五条関係）

7　国際機関に対して情報を秘密のものとして提供する場合に加え、条約の非締約国に対して情報を秘密のものとして提供する場合においても、情報の秘密性の保護のための措置をとること等を締約国に対して義務付ける。（第六条関係）

8　核物質の窃取等に加え、法律に基づく権限なしに行う核物質のある国への又はある国からの運搬、送付又は移動、原子力施設に対して行われる不法な行為等を締約国が自国の国内法により処罰すべき犯罪として追加する。（第七条関係）

9　条約第七条に定める犯罪は、犯罪人引渡し又は法律上の相互援助に関しては、政治犯罪等とみなしてはならないこと等を規定する。（第一一条のA及びB関係）

10　条約のいかなる規定も、核物質及び原子力施設の防護を強化するために行われる平和的目的のための原子力技術の移転に影響を及ぼすものではないことを規定する。（第一三条のA関係）

11　刑事訴訟手続に関する情報の提供に関し、原子力施設に関して犯罪が行われた場合に関する規定を追加する。（第一四条3関係）

12　寄託者は、この改正の効力発生の五年後に条約の規定の妥当性を検討するため、締約国の会議を招集することを規定する。（第一六条関係）